

生命共済のお取扱い

加入資格・条件

- 熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和6年5月1日現在年齢が14歳6か月を超え70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、65歳6か月を超える方はAコースのみとします。なお、70歳6か月を超える方は75歳6か月まで更新のみできます。
コース制限 新しく加入する場合
・年齢が14歳6か月を超え65歳6か月までの方……Aコース～Eコース
・年齢が65歳6か月を超え70歳6か月までの方……Aコースのみ
更新継続する場合(更新時5月1日時点において)
・年齢が65歳6か月までの方……Aコース～Eコース
・年齢が65歳6か月を超え70歳6か月までの方……Aコースのみ
・年齢が70歳6か月を超え75歳6か月までの方……Aコースおよび71歳以降特別コース
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限りま。次の留意事項を必ずお読みの上、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
過去1年以内の健康状態	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテルレーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●継続して14日以上入院とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●治療には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)・高血圧症*⁶⁵、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・精神障害、てんかん、肺炎腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、線内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 各商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。
- 各商工会議所会員加入申込みと同時に同日に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。
*4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - ・健康上の理由で勤務の特別取扱いを受けている方(「勤務の特別取扱い」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
*5 医師の治療・投薬の有無に問わず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに各商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、当生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当しても他の保険金などと同様に商工会議所連合会独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所連合会独自の給付制度の受取人は事業主です。各商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

保険期間

保険期間は1年間(令和6年5月1日～令和7年4月30日)で、毎年自動的に更新されます。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、各商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、各商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。

税法上のお取扱い

契約形態				税法上の根拠
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	掛金	
法人	役員・従業員	法人	損金算入	法基通9-3-5 所基通36-31の2
		被保険者の遺族	損金算入(*1)	
個人事業主	事業主	事業主の遺族	必要経費とならない	直審3-8 所基通36-31の2
		従業員(生計をしない親族を含む)	必要経費	
	被保険者の遺族			

(*1) 役員または部長、その他特定の従業員(これらの者の親族を含む)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている場合は、当該役員または従業員に対する給与扱いとなり、個人の課税対象となります。

記載の税務についてのお取扱いは令和6年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする! アクサの付帯サービス

① ストレスチェック機関紹介・取次サービス 全国のストレスチェック実施施設を Web・お電話でご紹介いたします。	④ 健診機関紹介・取次サービス 全国の提携健診施設を Web・お電話でご紹介いたします。
② メンタルサポートサービス 臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供します。	⑤ 健康電話相談サービス 気になる症状や育児・介護のご相談や、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。
③ 禁煙外来紹介サービス 全国15,000施設以上の医療機関を Web・お電話でご紹介いたします。	⑥ 人間ドック・PET 検診サービス 地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者・熊本県商工会議所連合会、被保険者・熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者・熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」, 当パンフレット、加入申込書兼告知書をおわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和6年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

【お問合せ先】

熊本県商工会議所連合会

熊本商工会議所 TEL 096-354-6688	八代商工会議所 TEL 0965-32-6191	荒尾商工会議所 TEL 0968-62-1211
人吉商工会議所 TEL 0966-22-3101	水俣商工会議所 TEL 0966-63-2128	本渡商工会議所 TEL 0969-23-2001
五名商工会議所 TEL 0968-72-3106	山鹿商工会議所 TEL 0968-43-4111	牛深商工会議所 TEL 0969-73-3141

【定期保険(団体型)引受保険会社】

 **アクサ生命保険株式会社** 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】

AXA-A1-2402-0140/406

会員事業所のみなさまへ

生命共済

ご加入のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度(見舞金・祝金・記念品制度)

福利厚生制度にご利用いただけます

ご留意ください

熊本県商工会議所連合会独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所連合会がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】
重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ず確認のうえ、お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

熊本県商工会議所連合会

生命共済の内容

保障内容
・主契約：定期保険（団体型）
・特約：入院給付金付災害増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		コース・口数	71歳以降特別コース1口	Aコース2口	Bコース3口	Cコース5口	Dコース7口	Eコース10口
死亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金(主契約)+災害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,250万円	1,750万円	2,000万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金(主契約)＞		50万円	100万円	150万円	250万円	350万円	500万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態 ^{※1} のいづれかがなったとき ＜高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,250万円	1,750万円	2,000万円
	傷害または疾病により高度障害状態 ^{※1} のいづれかがなったとき ＜高度障害保険金(主契約)＞		50万円	100万円	150万円	250万円	350万円	500万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上の上院をしたとき(同一事故による入院は、更新前の入院日数をきみ、通算60日限度) ＜入院給付金＞	1日につき	2,000円	4,000円	6,000円	10,000円	14,000円	15,000円
	ガン ^{※2} で1日以上の上院をしたとき(1年に1回限度) ＜ガン入院一時金＞	1日につき	2万円	4万円	6万円	10万円	14万円	20万円
	6大生活習慣病 ^{※3} で1日以上の上院をしたとき(1年に1回限度) ＜6大生活習慣病入院一時金＞	1日につき	1万円	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円
	ガン ^{※4} の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞	1日につき	5万円	10万円	15万円	25万円	35万円	50万円

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払します。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払します。

※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行なわれています。

※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてください。

<p>※1 お支払いの対象となる高度障害状態</p> <p>1.両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>2.言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの</p> <p>3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p>	<p>7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>	<p>・中皮および軟部組織の悪性新生物</p> <p>・乳房の悪性新生物</p> <p>・女性生殖器の悪性新生物</p> <p>・男性生殖器の悪性新生物</p> <p>・腎尿路の悪性新生物</p> <p>・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</p> <p>・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</p> <p>・消化器の悪性新生物</p> <p>・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</p> <p>・骨および関節軟骨の悪性新生物</p> <p>・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物</p>	<p>悪性新生物</p> <p>・独立した(原発性)多部位の悪性新生物</p> <p>・上皮新生物</p> <p>・真正赤血球増加症<多血症></p> <p>・骨髄異形成症候群</p> <p>・慢性骨髄増殖性疾患</p> <p>・本態性(出血性)血小板血症</p> <p>・ランゲルハンス細胞組織球症</p>	<p>※3 お支払いの対象となる6大生活習慣病</p> <p>・糖尿病</p> <p>・心疾患</p> <p>・高血圧性疾患</p> <p>・脳血管疾患</p> <p>・肝硬変</p> <p>・慢性腎不全</p>
---	--	--	--	--

月額掛金
※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢(歳)	生年月日	性別	71歳以降特別コース1口	Aコース2口	Bコース3口	Cコース5口	Dコース7口	Eコース10口
15～55	平成21年11月1日～昭和43年11月2日	男性		1,290円	1,935円	3,225円	4,515円	6,030円
		女性		1,706円	2,559円	4,265円	5,971円	7,910円
56～60	昭和43年11月1日～昭和38年11月2日	男性		1,297円	1,946円	3,243円	4,540円	6,060円
		女性		2,152円	3,228円	5,380円	7,532円	9,970円
61～65	昭和38年11月1日～昭和33年11月2日	男性		1,506円	2,259円	3,765円	5,271円	7,000円
		女性		2,849円	4,289円	7,000円	9,970円	13,410円
66～70	昭和33年11月1日～昭和28年11月2日	男性		1,756円	2,634円	4,389円	6,039円	8,089円
		女性		2,849円	4,289円	7,000円	9,970円	13,410円
71(更新のみ)	昭和28年11月1日～昭和27年11月2日	男性		1,722円	3,443円	5,153円	7,003円	9,253円
		女性		1,071円	2,141円	3,241円	4,541円	6,061円
72(更新のみ)	昭和27年11月1日～昭和26年11月2日	男性	1,842円	3,683円	5,433円	7,483円	10,033円	
		女性	1,148円	2,295円	3,745円	5,275円	7,075円	
73(更新のみ)	昭和26年11月1日～昭和25年11月2日	男性	2,017円	4,034円	6,051円	8,361円	11,111円	
		女性	1,244円	2,487円	3,727円	5,277円	7,077円	
74(更新のみ)	昭和25年11月1日～昭和24年11月2日	男性	2,208円	4,416円	6,624円	9,164円	12,214円	
		女性	1,347円	2,693円	4,039円	5,649円	7,599円	
75(更新のみ)	昭和24年11月1日～昭和23年11月2日	男性	2,419円	4,838円	7,257円	10,057円	13,477円	
		女性	1,456円	2,912円	4,368円	6,018円	8,088円	

※掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)

※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	コース・口数	71歳以降特別コース1口	Aコース2口	Bコース3口	Cコース5口	Dコース7口	Eコース10口
病氣入院見舞金	10日以上	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	17,500円	25,000円
	20日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
事故通院見舞金	5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
出生祝金		2,500円	5,000円				
75歳満了記念品		記念品贈呈					

1.熊本県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

2.病氣入院見舞金について
①病氣による10日以上19日までの継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
②病氣による20日以上の場合、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
③①で見舞金を支払った場合、②の見舞金は支払いません。(①と②は重複しません)
④5月1日より翌年4月30日の間に年1回を限度としてお支払いします。
⑤保険給付と重複する病氣入院見舞金は支払われません。(例、骨折で5日以上入院した後の通院は対象外)

3.事故通院見舞金について
①不慮の事故により5日以上通院したとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
②異なる不慮の事故による通院に対して5月1日より翌年4月30日の間に年2回を限度としてお支払します。同一の事故による通院のときは、5月1日から翌年4月30日の間に年1回を限度として支払います。
③保険給付と重複する事故通院見舞金は支払われません。(例、骨折で5日以上入院した後の通院は対象外)

4.出生祝金について
①出生祝金は、加入後1年以上の方を対象とします。
②出生祝金の適用範囲は、加入者本人およびその配偶者とします。

5.75歳満了記念品について
①満了記念品は保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈します。

6.見舞金・祝金の請求について
①見舞金・祝金の請求期限は、事由発生から3年以内とします。
②見舞金・祝金の申請書類は、公的機関等の発行するものおよび証明できる書類を提出してください。
7.「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所連合会独自の給付制度も定期保険(団体型)と同様に取扱います。

※詳細は、「見舞金・祝金・記念品制度」規約にてご確認ください。

熊本県商工会議所連合会「見舞金・祝金・記念品制度」規約

(目的)
第1条 本制度は、当商工会議所連合会が各商工会議所に所属する会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

(対象者)
第2条 本規約は、当商工会議所連合会が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所連合会が独自に給付を行う見舞金・祝金・記念品制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する各商工会議所の会員事業所の役員・事業主及びその従業員全員(以下、「対象者」という。))とする。

(運営費)
第3条 会員事業所は、各商工会議所を通じ当商工会議所連合会に対し、「生命共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)
第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・記念品とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)
第5条 次のいづれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。
「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。
(1)会員事業所が当商工会議所連合会の各商工会議所の会員でなくなったとき。
(2)会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。
(3)会員事業所が「生命共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
(4)対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)
第6条 対象者は、見舞金・祝金の給付事由に該当した場合は、速やかに各商工会議所を通じ、当商工会議所連合会に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(時効)
第7条 見舞金・祝金を請求する権利は、これらを行行使すことができる時から3年間行使しないときは消滅する。

(規約の制定・改廃)
第8条 本規約の制定および改廃は、当商工会議所連合会の決議により行う。

(付則)
この規約は、平成22年4月1日より実施する。
令和2年4月1日 一部改正

別表1 見舞金・祝金・記念品 給付内容

<給付する場合>

- 病氣入院見舞金
①加入者が病氣で継続して10日以上19日まで入院したとき、年1回を限度として、2口目を5千円(71歳以降特別コースは1口目を2,5千円)とし、以下1口につき2,5千円ずつ加算した額を支給する。
②加入者が病氣で継続して20日以上入院したとき、年1回を限度として、2口目を10千円(71歳以降特別コースは1口目を5千円)とし、以下1口につき5千円ずつ加算した額を支給する。
③①の10日以上入院見舞金と②の20日以上入院見舞金を重複しては支払わず、かつ、①②を合わせて年1回を限度とする。
- 事故通院見舞金
加入者がケガで5日以上通院したとき、年2回を限度として、2口目を10千円(71歳以降特別コースは1口目を5千円)とし、以下1口につき5千円ずつ加算した額を支給する。
- 出生祝金
加入後1年以上の方で加入者本人または、配偶者が出産した場合、一律5千円(71歳以降特別コースは2,5千円)を支給する。
- 75歳満了記念品
加入者が保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈する。

<給付できない場合>
次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。
●共通：会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
・地震、噴火またはこれらによる津波
・戦争・破壊・テロ内乱・暴動等
・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

- 病氣入院見舞金
・年2回以上の病氣入院見舞金請求
・死亡保険金支払を受ける場合に併し病氣入院
- 事故通院見舞金
・同一事故での年2回以上の事故通院見舞金請求
・年3回以上の事故通院見舞金請求
・不慮の事故による入院給付金を受ける場合
- 出生祝金
・加入1年未満の方

<用語の定義>
・対象者：生命共済に加入する各商工会議所の会員事業所の役員・事業主及びその従業員全員

・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
※身体外部から毒ガスまたは有毒物質を偶発かつ一時的に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。)を含み、細菌性食物中毒は含まない。

・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金 給付請求書類

区 分	必要書類
<病氣入院見舞金>	入院証明書または領収証(写し) ※入院日数が確認できるもの
<事故通院見舞金>	通院証明書または領収証(写し) ※通院日数が確認できるもの
<出生祝金>	出生を証明する戸籍抄本、住民票または健康保険証(写し)または母子手帳(写し)

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする!

アクサの付帯サービス

ご利用資格

生命共済制度[定期保険(団体型)]にご加入のみなさまとそのご家族。

(「メンタルサポートサービス」のご利用対象者はご加入者のみとなります。)

健康電話相談サービス 専門の相談員が24時間対応 相談料・通話料無料



気になる症状や体の不調、育児、療養、介護のご相談はもちろん、夜間・休日に受診できる医療機関や女性医師の情報、専門医情報など医療機関情報もご提供いたします。

- 気になる症状について
- ストレス・ちょっとした心の悩み
- 介護の悩み・疑問について
- 応急処置について
- 妊娠・出産・育児の悩み
- 検査結果でわからないことについて
- 女性の医師にかかりたい など…



最近、頭痛がひどいけど病気かな?

夜間に急な発熱! 診察してもらえる病院は?

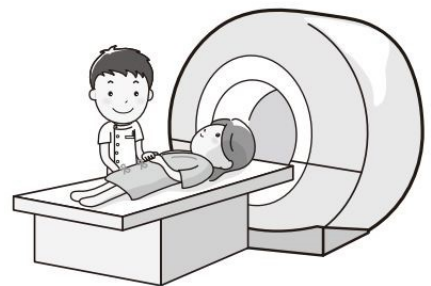


人間ドック・PET検診サービス 無料で予約代行 優待価格



人間ドック

地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合う施設を全国の提携施設から優待価格*1でご案内いたします。日時などご希望に応じて予約を代行し、予約チケットを送付いたします。
*1 一部優待価格のない施設がございます。



PET検診

がんの早期発見、治療や手術後の再発チェックに効果的とされる最先端のがん検診であるPET検査。地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合うPET施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

メンタルサポートサービス 電話によるカウンセリング 相談料・通話料無料



臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供し、心の問題を早期に解決するサポートをします。企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として幅広く利用されています。企業のメンタルヘルスケア対策に「メンタルサポートサービス」をご活用ください。

※「メンタルサポートサービス」のみでは安全配慮義務を果たすことはできません。



ストレスチェック機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介*2いたします。

50人未満の企業さまも受診可能です。

さらに割引価格*3でご案内いたします。

厚生労働省の定める57項目のストレスチェックも実施できます。

読めばすべて理解できる!

ストレスチェックのご担当者をフォローするコンテンツもあります。

*2 各機関に対してストレスチェックの予約取次まで行います。

*3 各機関によっては通常価格のご案内となります。

※安全配慮義務の要件を満たすためには、本サービスに加えて、事業場に設置されている安全衛生委員会や選任された産業医と連携する必要があります。



禁煙外来紹介サービス Web・お電話でご紹介



全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。

各医療機関の禁煙成功率など、

本サービスのご利用者だけが得られる情報もあります。

喫煙者の禁煙中フォローだけでなく、

受動喫煙者向けの啓発コンテンツも多数あります。



健診機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介*4いたします。

MRI・乳がん検診などのオプション検査も受診可能です。

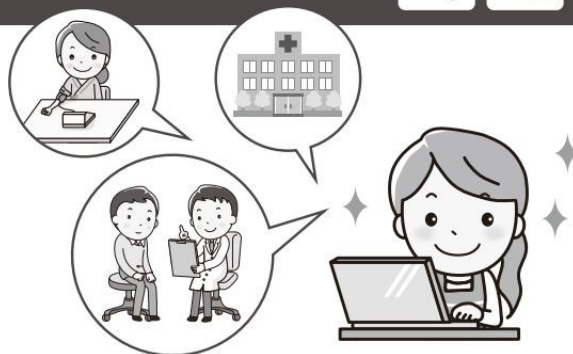
さらに割引価格*5でご案内いたします。

気になる症状からおすすめの検診を検索でき、

健診後はWebコンテンツでフォローいたします。

*4 医療機関に対して健診の予約取次まで行います。

*5 医療機関によっては通常価格のご案内となります。



ご利用方法等の詳細については、生命共済制度[定期保険(団体型)] ご加入後にご案内いたします。

- ・「健康電話相談サービス」、「人間ドック・PET検診サービス」、「ストレスチェック機関紹介・取次サービス」、「禁煙外来紹介サービス」、「健診機関紹介・取次サービス」は株式会社ウェルネス 医療情報センターが、「メンタルサポートサービス(電話によるカウンセリング)」はティーベック株式会社が提供します。
- ・「アクサの付帯サービス」は、アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
- ・当サービスは、いずれも各サービス提供会社が直接提供いたします。サービス提供を受けた結果、万一損害などが発生してもアクサ生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ・サービスの内容は予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・〈個人情報のお取扱いについて〉
ご利用いただいた方のお名前・ご住所・お電話番号などは、サービス提供会社よりアクサ生命に連絡される場合がありますのであらかじめご了承ください。ただし、サービス提供会社より連絡を受けた個人情報は、サービスの維持・品質向上を目的とした利用状況の把握とご利用資格の確認以外の目的に使用することはありません。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

生命共済制度【定期保険（団体型）】 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがおお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

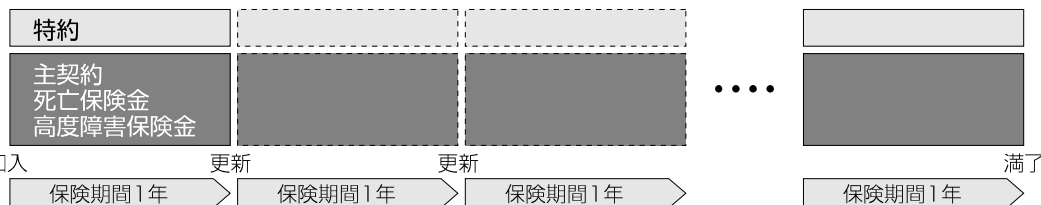
この「重要事項説明書」は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分における、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意ください事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にぞろ会ください。

契約概要

- 各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額などの設定、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。
- 具体的なご契約内容（保障内容・保険料・付加される特約など）および加入資格については、「パンフレット」に記載されています。お申込みの際には、この「重要事項説明書（契約概要）」と「パンフレット」を必ずご確認ください。

- 商品の名称 定期保険（団体型）用入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
- 商品のしくみ 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などを保障するために団体（商工会議所・商工会）を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

【しくみ図 例】



- 主契約のお支払事由 死亡保険金………保険期間中に加入者（被保険者。以下同じ。）が死亡したとき。
高度障害保険金………保険期間中に加入者が加入（増額）日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当したとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
※死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
※定期保険（団体型）用入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約のお支払事由については「パンフレット」にてご確認ください。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お払込方法・経路などもご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めていますので詳細は「パンフレット」にてご確認ください。
- 配当金 この商品は毎年の更新後にご契約（商工会議所・商工会）ごとに前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者に契約者配当金をお支払いします。
- 払戻金 この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問合わせいただくか、「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体（商工会議所・商工会）・アクサ生命営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間:9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【定期保険（団体型）への変更に関する特則について】

この特則により、契約者は加入者の健康状態にかかわらず、福祉団体定期保険契約（変更前契約。付加されている特約を含みます。以下同じ。）を定期保険（団体型）契約（変更後契約。付加される特約を含みます。以下同じ。）に変更することができます。

- ・変更は、アクサ生命所定の範囲内でお取扱いします。
- ・変更前契約で支払われた入院給付金のお支払日数については、変更後契約の入院給付金のお支払限度に通算します。
- ・告知義務、告知義務違反による解除および変更後契約の保険金のお支払いにあたっては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続されたものとします。
- ・変更後契約の高度障害保険金、災害保険金、災害高度障害保険金および入院給付金のお支払いについては、加入者が、変更前契約のその加入者の効力発生日（責任開始期。以下同じ。）以後変更後契約の効力発生日前の原因により、変更後契約の効力発生日以後に死亡、高度障害状態に該当または入院したときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更前契約の保険期間中に入院を開始し、変更日を含んで継続して入院したときは、その入院は、変更前契約の保険期間中の入院とみなします。
- ・加入者が、その加入者の変更前契約の効力発生日前に発病したガンまたは6大生活習慣病を直接の原因として、変更後契約の効力発生日以後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときでも、変更前契約の効力発生日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更後契約の効力発生日前にガンまたは6大生活習慣病による入院を開始し、変更後契約の効力発生日を含んで継続して入院したときは、ガン入院一時金または6大生活習慣病一時金はお支払いしません。

注意喚起情報

■お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険であり、お申込みの撤回など（クーリング・オフ）の適用はありません。

■告知について

- 告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。
- 告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約の全部またはその加入者の部分が解除されることや、保険金などをお支払いできないことがあります。
告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料はお返しいたしません。なお、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなる場合があります。
- アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。加入者ご自身がアクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）
- アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、請求内容などについて確認させていただく場合があります。

■効力発生日（責任開始期）について

- 加入申込日（告知日）と効力発生日（責任開始期。以下同じ。）についてはご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。
- 生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができません。

○お支払事由に該当しない場合

- 効力発生日前の傷害または疾病を原因とする場合など
（ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金）
・効力発生日前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合
（ガン入院一時金）
・ガン入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて1年以内にガンを原因として再び入院した場合（6大生活習慣病入院一時金）
・6大生活習慣病入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて1年以内に6大生活習慣病を原因として再び入院した場合

○免責事由に該当した場合

- 効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金などの受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合
（災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金）
・契約者または加入者の故意または重大な過失
・加入者の犯罪行為
・加入者の精神障害を原因とする事故
・加入者の泥酔の状態を原因とする事故
・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
・地震、噴火、または津波
・戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金などの受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

■払戻金について

この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

- 保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合はすみやかに商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。
- お支払事由、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。（ホームページアドレス <https://www.axa.co.jp/>）
- 保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」 ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)